



平成 26 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社電通国際情報サービス  
代 表 者 代表取締役社長 釜井 節生  
(コード番号 4812 東証第1部)  
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 上原 伸夫  
(TEL. 03-6713-6160)

### 決算期(事業年度の末日)の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月下旬に開催予定の第 40 回定時株主総会で現行定款の事業年度変更に係る議案が承認されることを条件として、決算期の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までであります。今般、親会社である株式会社電通は、国際会計基準(IFRS)を任意適用するとともに、グループ一体となった経営推進ならびに業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の透明性を更に高めることを目的として、同社およびすべての連結子会社の決算期を 12 月 31 日に統一することといたしました。これにより、当社におきましても決算期を変更することとしたものです。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在 : 毎年 3 月 31 日

変更後 : 毎年 12 月 31 日

(注) 決算期変更の経過期間となる平成 27 年 12 月期は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定です。また、決算期が 12 月 31 日以外の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

#### 3. 今後の見通し

平成 27 年 12 月期の業績見通しにつきましては、平成 27 年 5 月に開示予定の「平成 27 年 3 月期決算短信」において公表する予定です。

#### 4. 定款の変更について

決算期(事業年度の末日)の変更にもなう定款の変更案につきましては、平成 27 年 5 月開催予定の取締役会において、平成 27 年 6 月下旬開催予定の第 40 回定時株主総会の付議議案として「定款一部変更の件」を決議した後、速やかに開示いたします。

以上